

国立大学法人大分大学東日本大震災の復興支援に従事する職員に関する特例を定める規程
平成24年2月13日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の職員のうち、東日本大震災の復興支援のために、被災地の公共団体、病院等の要請により被災地において復興支援に従事する職員（以下「復興支援職員」という。）の給与等に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる職員に適用する。

- (1) 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第2条第1項に規定する職員
- (2) 国立大学法人大分大学特任教員就業規則（平成20年規則第10号）第2条第2項に規定する病院特任助教
- (3) 国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第6号）第3条に規定するフルタイム職員

(申請)

第3条 職員は、被災地において復興支援に従事する場合、次の各号に掲げる事項を明記した申請書により、学長の許可を得なければならない。

- (1) 職員の所属又は主担当、職名及び氏名
- (2) 従事する施設名等
- (3) 従事する期間
- (4) 従事する内容（必要とする理由）
- (5) 被災地での勤務に対して報酬が有る場合はその予定金額と明細
- (6) その他必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 復興支援に係る依頼文書
- (2) その他必要と認める資料

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1号及び第2号の職員が、被災地の公共団体、病院等から復興支援職員として報酬を得る場合であって、その報酬の対象となる日が法人において勤務することとされる日（以下「要勤務日」という。）であるとき、法人は復興支援職員に対し、要勤務日に係る給与を支給しない。

2 前項の本給月額額の計算については、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第37条を準用する。

3 給与規程第16条に定める通勤手当に関して、月の初日から末日まで法人において勤務がなかった場合は、支給しない。

(法人としての措置)

第5条 法人は、復興支援職員が復興支援に従事する期間における勤続期間等の算定の取扱いにおいて不利益とならないよう、法人において勤務していたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、復興支援職員へ不利益となる取扱いは行わない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成24年規程第7号）

1 この規程は、平成24年2月13日から施行し、同年1月1日から適用する。

2 この規程は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、東日本大震災復興の情勢等を鑑み、学長が必要があると認めるときは、その限りでない。

附 則（平成25年規程第59号）

この規程は、平成25年9月18日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。